

# 平成27年第1回教育委員会 定例会会議録

平成27年1月15日

東久留米市教育委員会

# 平成27年第1回教育委員会定例会

平成27年1月15日午前9時30分開会

市役所6階 602会議室

- 議題 (1) 会議録署名委員の指名  
(3) 東久留米市公立学校の管理運営に関する規則の一部改正について  
(4) 東久留米市いじめ防止対策推進基本方針の策定について  
(5) 諸報告
- ①平成26年第4回市議会定例会について
  - ②東久留米市立小学校給食調理業務委託推進計画（平成27年度～32年度）  
（案）について
  - ③「平成26年度東京都『児童・生徒の学力向上を図るための調査』」結果（各学校分）について
  - ④その他
- 

## 出席委員（5人）

委員 長	尾 関 謙一郎
委員長第一職務代理者	矢 部 晶 代
委員長第二職務代理者	松 本 誠 一
委 員	名 取 はにわ
教 育 長	直 原 裕

---

## 東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長	東 淳 治
指 導 室 長	加 納 一 好
総 務 課 長	林 幸 雄
学 務 課 長	傳 智 則
生涯学習課長	市 澤 信 明
図 書 館 長	岡 野 知 子
主幹・統括指導主事	井 尻 郁 夫

---

## 事務局職員出席者

庶 務 係 長	鳥 越 富 貴
---------	---------

---

傍聴者 1人

## ◎開会及び開議の宣告

(開会 午前9時30分)

- 尾関委員長 これより平成27年第1回教育委員会定例会を開会します。本日は全員出席であり、会議は成立しています。直ちに本日の会議を開きます。東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定により、関係職員の出席を求めています。

---

## ◎会議録署名委員の指名

- 尾関委員長 日程第1、「会議録署名委員の指名」について。本日の署名委員を指名します。2番の名取委員をお願いします。
- 名取委員 はい。

---

## ◎議案の追加と会議の進め方

- 尾関委員長 日程第2に入る前に、議案の追加と会議の進め方について、総務課長から説明願います。
- 林総務課長 「議案第3号 東久留米市教育委員会職員の人事に係る事務の臨時代理の承認について」の追加をお願いします。なお、審議の順序ですが、最初に人事案件である議案第3号を、その後、議案番号順で審議をお願いします。
- 尾関委員長 ただいま、議案第3号を追加すること、最初に議案第3号を審議し、その後、議案番号順に審議を行いたいとの説明がありましたが、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、お手元に配付している新しい日程により進めさせていただきます。

---

## ◎傍聴について

- 尾関委員長 本日、傍聴者はいらっしゃいますか。
- 鳥越係長 いらっしゃいます。
- 尾関委員長 人事案件の審議後にお入りいただきます。

(公開しない会議を開く)

(公開しない会議を閉じる)

---

## ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 尾関委員長 日程第3、「議案第1号 東久留米市公立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」を議題とします。教育長から提案理由の説明を求めます。
- 直原教育長 「議案第1号 東久留米市公立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」、上記議案を提出します。平成27年1月15日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由は、東久留米市立学校の管理運営について進めてきた改革の実績を、規定上明確にする必要があるためです。内容については指導室長から説明します。
- 加納指導室長 新旧対照表をご覧ください。まず、題名中「東久留米市公立」を「東久留米市立」に改めます。第3条に次の1項を加えます。「2 前項の規定にかかわらず、校長は、東久留米市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めるときは、前項の学期を変更することができる」。これは、校長の判断で学期の始まりと終わりを弾力的に決めることかできるようにするためです。第4条第1項中第4号及び第5号を削り、第6号中「東久留米市教育委員会

(以下「委員会」という。))」を「委員会」に改め、同号を第4号とし、同条第2項を第3項とし、第1項の次に、次の1項を加えます。「2 前項の規定にかかわらず、校長は、委員会が必要と認めるときは、前項の休業日を変更することができる」。これは開校記念日と都民の日を授業日とし、授業日数を確保するためです。第13条第1項中、「第28条」を「第37条」に、「第40条」を「第49条」に、「給与その他の給与」を「給料その他の給与」に改め、「教育委員会」を削ります。第14条中「第28条」を「第37条」に、「第40条」を「第49条」に改めます。これらは学校教育法の一部改正に伴う条項ずれ、及び文言修正です。「第16条」を「第16条の2」とし、「第15条」の次に、次の1項を加えます。(経営会議)「第16条 学校に経営会議を置く」「2 経営会議は、校長の補助機関として、校務に関する企画立案及び連絡調整その他校長が必要と認める事項を取り扱う。」「3 経営会議の構成員は、校長、副校長、主幹教諭その他校長が必要と認めた者とする。」「4 前3項に規定するもののほか、経営会議の組織及び運営について必要な事項は、校長が定める。」。これは校長、副校長、主幹教諭等を構成員とする経営会議が校長の補助機関として学校経営の中核的な組織であることを明確に位置づけるためです。第20条の次に、次の1項を加えます。(年間授業計画等の作成)「第20条の2 学校は、年間授業計画(年度ごとの各教科及び各教科以外の教育活動に係る学年別の指導計画をいう。次項において同じ。)を、委員会が別に定めるところにより作成するものとする」「2 学校は、年間授業計画に配慮して、週ごとの指導計画を作成するものとする」。これは教育課程を適正に実施するとともに、開かれた学校づくりをより一層推進し、生徒、保護者等に説明責任を果たしていくためです。第24条第1項中、「教材、科目」を「教科」に改めます。これは文言修正です。第25条を次のように改めます。(部活動)第25条「中学校は、教育活動の一環として部活動を設置及び運営するものとする。」「2 中学校校長は、所属職員(事務職員等を除く。)に部活動の指導業務を校務として分掌させることができる。」「3 中学校校長は、所属職員(事務職員等を除く。)以外の者に部活動の指導業務を委嘱することができる。」「4 中学校は、部活動の年間目標、指導方針、指導内容、指導方法等(以下「指導方針等」という。)を定め、前2項の規定に基づき部活動の指導業務を行う者は、当該部活動の指導方針等を当該部活動に参加する生徒及びその保護者に示さなければならない。」「5 中学校は、部活動が当該学校の施設で活動できない場合に、当該学校以外の施設を活動の拠点とすることができる。」。これは学校教育における部活動の位置づけを明確にするとともに、目標や指導方針等を生徒、保護者に説明した上で、適切に部活動指導を実施するためです。第26条第1項中「第12条の3」を「第24条」に改め、同条第2項中「第12条の3」を「第24条第3項」に改めます。第27条中「第12条の4」を「第25条」に改めます。これらは条項ずれの修正です。第36条第1項第10号中「宿日直日誌」を「警備日誌」に改め、同項第11号中「学校一覧表」を「学校要覧」に改めます。第38条第2項中「東久留米市公立」を「東久留米市」に改めます。これらは文言修正です。第39条中「各学校」を「学校」に改め、ただし書を削り、同条の次に次の2項を加えます。「2 校長は、学校の管理運営に保護者、地域住民等の意向を的確に反映し、開かれた学校づくりを推進するため、校長、副校長、校長が指名する教員及び学校評議員で構成する学校評議員会議を設置し主宰する。」「3 前2項に規定するもののほか、学校評議員及び学校評議員会議に関して必要な事項は、委員会が別に定める。」。これは学校評議員会議を活用して、学校、家庭、地域が連携協力しながら一体となって子どもの健やかな成長を担い、地域に開かれた学校づくりをより一層推進するためです。第40条第1項中「当該学校」を「学校」に改め、「に学校経営計画を策定するとともに」を削り、「教育活動その他の学

校運営の状況等についての自己評価」を「教育活動その他の学校運営の状況についての評価」に、「実施する」を「行う」に改め、同条第3項中「学校経営計画とともに」を削り、同条を第40条の2とし、第39条の次に次の1条を加えます。（学校経営計画）第40条「校長は、毎年度、学校の教育活動その他の学校運営を組織的かつ計画的に行うため、委員会が別に定めるところにより、学校経営計画を策定しなければならない。」「2 校長は、委員会が別に定めるところにより、毎年度、学校経営計画及びその実施状況を委員会に報告し、公表しなければならない。」。これは学習指導、生活指導、進路指導等の教育活動の目標及びこれを達成するための具体的方策、組織的で計画的な学校運営の方針等を示した学校経営計画を策定するとともに、市民に広く公開し、説明責任を果たし、開かれた学校づくりを推進するためです。付則に「この規則は、平成27年4月1日から施行する」を加えます。

- 尾関委員長 これより質疑に入ります。各委員から質問あるいは意見はありますか。
- 松本第二職務代理者 改正の主な理由は現状に即したということで、良いと思います。学校評議委員会の人数等は別に定めるとありますが、どこで定めるのですか。
- 加納指導室長 指導室が要綱で定めています。
- 松本第二職務代理者 学校ごとには定めていないのですね。
- 名取委員 第16条に「学校に経営会議を置く」、第40条に「学校経営計画をつくる」といずれも新設されています。第40条に、学校経営計画は校長の専決事項とあります。経営会議が学校経営計画に助言するとかの明記はありませんが、当然のことと考えてよろしいですか。
- 加納指導室長 学校経営計画は校長が作成しますが、経営会議からの助言等があれば校長が判断し、計画に生かしていくことになります。
- 名取委員 条文が離れているので分かりにくいのですが、そういうことですね。
- 加納指導室長 はい。
- 尾関委員長 「学校評議員を置かないことができる」を削除しているのは、全学校に学校評議員を置きなさいということ強調しているという理解でよろしいですね。
- 加納指導室長 既に全学校で学校評議員会議が実施されていますので、実施されているものを文言として明確にしておきたいということです。
- 名取委員 第20条の2で「年間授業計画等の作成」が明記されていますが、事実上やっていることを明記したということよろしいですか。
- 加納指導室長 はい。各学校とも、全教科・全領域についての年間指導計画を作成し、教育委員会に提出しています。
- 尾関委員長 以上で質疑を終了します。意見交換をする必要がありますか。なければ討論省略と認めます。これより採決に入ります。「議案第1号 東久留米市公立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。  
(賛成者挙手)

全員挙手であり、よって、議案第1号は承認することに決しました。

---

#### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 尾関委員長 日程第4、「議案第2号 東久留米市いじめ防止対策推進基本方針の策定について」を議題とします。教育長から提案理由の説明を求めます。
- 直原教育長 「議案第2号 東久留米市いじめ防止対策推進基本方針の策定について」、上記議案を提出します。平成27年1月15日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由

は、平成26年12月25日に施行した東久留米市いじめ防止対策推進条例に基づき、東久留米市いじめ防止対策推進基本方針を策定するものです。内容については指導室長から説明します。

○**加納指導室長** 「東久留米市いじめ防止対策推進基本方針」は、平成26年第4回定例会議で可決された「東久留米市いじめ防止対策推進条例」に基づき策定するものです。この基本方針は平成26年8月22日の教育委員会において、パブリックコメント案を報告しています。その後、議会でのご意見をもとに修正しました。議会からは、スマホなどによるネットいじめへの対策の強化、いじめの情報についての公開による保護者や地域との連携、協力などについてのご意見をいただいています。また、「重大事態が発生した場合には、調査の客観性や信頼性を確保するため、東久留米市教育委員会いじめ問題対策委員会に、いじめを受けた子どもの保護者が推薦する者を委員に加える」と答弁しています。本会議と文教委員会での答弁概要については、別途、資料を配付していますのでご参照願います。

続いて、8月22日以降の、ゴシック体で下線を付けた修正した箇所を中心に説明します。2ページをご覧ください。「第4 いじめ問題への基本的な考え方」に、「近年、ラインなどによる閉じた集団内におけるいじめが増加している状況にある」を加えました。4ページをご覧ください。「3 学校におけるいじめの防止等に関する取組」の「(1)未然防止」に「エ インターネットを通じて行われるいじめを防止し、これに効果的に対処することができるようにするための児童・生徒に対する情報モラル教育の充実及び児童・生徒やその保護者に対する啓発活動」を加えました。5ページをご覧ください。「(3)早期対応」の「ク いじめが発生した学級等の保護者に対する、個人情報に十分配慮した上での、速やかな事実関係等の説明及び解決に向けての協力要請」を加えました。6ページをご覧ください。「2 東久留米市教育委員会いじめ問題対策委員会の設置」に、「なお、重大事態が発生した場合には、調査の客観性や信頼性を確保するため、いじめを受けた子供の保護者が推薦する者を委員に加える」を加えました。7ページをご覧ください。「(5)重大事態への対処」「ア 速やかな東久留米市教育委員会いじめ問題対策委員会の開催」として「委員には、いじめを受けた児童・生徒の保護者が推薦する者を加える」。「イ 東久留米市教育委員会いじめ問題対策委員会で事実を明確にするための速やかな調査の実施」として「いじめられた児童・生徒からの聴き取り（可能な場合）、いじめた児童・生徒からの聴き取りはもとより、在籍児童・生徒及び教職員に対する質問紙調査や聴き取りを行い、一人一人の体験した事実や率直で真摯な意見を集め、事実関係全体の解明に努める。また、調査を通じ、学校や教育委員会の関わりや責任についても明確化する」。「ウ 個人情報に配慮した上での、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対しての調査結果の適切な開示」。「エ 調査結果の市長への報告」。「オ 調査結果を踏まえた必要な措置」として「指導主事や臨床心理士等の専門家派遣による人的支援」としました。8ページをご覧ください。「(7)インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進」として「警察、関係団体等と連携した教育研修会や生活指導主任会などで具体的な対策などを情報交換する。また、情報教育支援員を学校に派遣し情報モラル教育を支援する」としました。変更箇所は以上です。なお、基本方針に係るパブリックコメントはありませんでした。

○**尾関委員長** これより質疑に入ります。各委員から質問あるいは意見はありますか。

○**矢部第一職務代理者** 今まで調査していた内容に加え、重大事態への対処のところが具体的に示されて分かりやすくなりました。

6ページの第6の2の新しく加えられたところですが、ここだけ「いじめを受けた子供」となっており、他は「児童・生徒」と表現しています。あえてここだけを「子供」と表現した意味は

ありますか。

- 加納指導室長 「児童・生徒」も含め、「子供」としています。
- 矢部第一職務代理者 ほかのところでは「いじめを受けた児童・生徒」という表現で書かれており、ここだけ「児童・生徒」としない理由があるのですか。
- 加納指導室長 ご指摘のとおり、「児童・生徒」に変更します。
- 松本第二職務代理者 実際に被害を受けたお子さんの保護者が推薦する方が委員に入るということは、開かれた教育委員会ということでは大変良いと思います。場合によっては、保護者が委員になるということも想定されていますか。
- 加納指導室長 その保護者が望まれば、保護者ご自身が参加することも可能です。
- 尾関委員長 変更点のポイントは、インターネットと重大事案が発生したときへの対処だと思います。2ページに「ラインなどによる」とありますが、これだとラインを知っていることが前提になっていますが、知らない方もいると思いますので、「ラインなどインターネットによる」とか、文言を補完しておいたほうが良いと思います。
- 矢部第一職務代理者 この資料は本日拝見したので、細かく読めていないところがあるのですが、気がついたところを伺います。7ページの「重大事態への対処」で、ア、イとして具体的に書いてあります。今までは学校における取組に挙げる事柄について、「学校に対して必要な指示、命令及び指導、助言を行う」という表現になっていて、もう一度そこが、学校の行うところが再掲されていたのですが、それはあえて今回はやめて、「教育委員会がすること」として具体的に書かれています。学校に対しての必要な指示、命令、及び指導、助言を行うというのはあえて明文化しなくても、当然、教育委員会が行うのであるからその文は入れないということですか。
- 加納指導室長 重大事態が発生すれば、これは学校だけに任せることにはならないと思います。教育委員会が前面に立って対応していかなければならないと考え、このように内容を変えています。当然、学校に対する指示、命令については行いますし、状況を見て、人的支援等についても、教育委員会が行っていきます。
- 矢部第一職務代理者 分かりました。当然のことということですが、学校がすべきことが述べられているのとないのとはだいぶ印象が違うな、と思って質問しました。
- 名取委員 今のことで私も伺います。4の(5)のイの第2パラグラフに「いじめられた児童・生徒からの聴き取り（可能な場合）」と、わざわざ（可能な場合）と書く必要はありますか。
- 加納指導室長 本人が話ができない状況も考えこのように書いていますが、削除することを検討します。
- 尾関委員長 これで質疑を終了します。特に、意見交換をする必要がありますか。なければ討論省略と認めます。これより採決に入ります。「議案第2号 東久留米市いじめ防止対策推進基本方針の策定について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員挙手であり、よって議案第2号は承認することに決しました。

---

### ◎諸報告

- 尾関委員長 日程第5、諸報告に入ります。「①平成26年第4回市議会定例会について」から、順次説明を願います。
- 東教育部長 平成26年第4回市議会定例会について報告します。お手元資料に会議結果を配付しています。平成26年第4回市議会定例会についての報告は、前回、12月18日の第15回

教育委員会臨時会の諸報告の中でも行っています。本日は、最終日、12月22日の結果を中心に報告したいと思います。議案は第51号から第69号までありますが、12月3日に即決で承認あるいは原案可決したものを除き、最終日に全て原案可決となっています。この中には文教委員会で審議されました3議案が含まれています。「議案第61号 東久留米市いじめ防止対策推進条例」「議案第62号 東久留米市奨学資金に関する条例の廃止に関する条例」「議案第63号 東久留米市立生涯学習センター指定管理者の指定について」で、これら全て原案可決されています。意見書案第43号の「40人学級再開検討に反対する意見書」が最終日に提出され、原案可決されています。この意見書の内容は添付しています。意見書は地方自治法第99条、普通地方公共団体の議会は当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき、意見書を国会または関係行政庁に提出ができるということから出されたものであり、「よって、東久留米市議会は、政府に対し、小学校1年生の40人学級の再開検討を止めるよう求めるものである」ということに対する意見書が原案可決となっています。請願についてですが、「請願第63号 市が長期にわたって支払っている施設の借上げ料をなくすことを求める請願」は不採択となっています。内容は教育センターの借上げ料についてでしたが、請願項目は「厳しい市財政を改善するため、現契約を延長することなく、市現有の施設を有効活用し、教育センターを移転して施設の借上げ料をなくすことを請願する」という内容でしたが、最終日に不採択という議決結果となっています。

今回の議会では、教育委員会の課題が幾つか提示されました。例えば、総務課関係では老朽化が進む小中学校施設の大規模改造の進め方、第五小学校北側用地の取り扱いなどについて。学務課関係では給食業務委託の新しい計画について。指導室関係では学力調査の関係や学力向上について。生涯学習課関係では、放課後子ども教室への対応、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けての対応など。図書館関係ではより一層のサービス向上と運営体制について、などが審議されています。いずれも現在進行形の課題であり、今後も引き続き対応していくことになります。

○尾関委員長 特になければこの件は以上にとどめます。続いて、「②市立小学校給食調理業務委託推進計画（案）」についての説明をお願いします。

○傳学務課長 平成21年5月に策定しました「東久留米市立小学校給食調理業務委託導入計画」は平成26年までの計画になっていましたが、このたびこれに継ぐ案を取りまとめましたので報告します。この案は今月以降、庁議報告、学校給食運営協議会での報告の後、2月上旬にはパブリックコメントを行い、市民の皆様や3月市議会でのご意見等を踏まえた上で3月末の教育委員会でお諮りし、計画を決定するという流れを考えています。

それでは計画案の1ページからご覧ください。本推進計画の背景です。旧導入計画は、正規職員の定年退職に対応するために民間委託を導入するという内容でした。一方、21年から6年経過しており、給食の新たな課題も発生してきていることから、これまでと同様に安心して安全な給食を提供し続けるためにはこれまでとは異なる対応をしていく必要がある。定年退職に対応するための改革ではなく、より積極的な給食の提供体制の改革が必要となっている、という背景があります。本推進計画の目的は、「給食の安全、安心の継続」を目的として、計画期間は平成27年から32年までの6年間とします。続いて、学校給食を取り巻く現状と課題です。1点目は食物アレルギーです。2ページに表がありますが、各学校で医師の診断が出ているアレルギー症状のある児童数が最近増えてきており、学校給食としても慎重な対応が求められるようになってきています。また、いわゆる親子給食の子校における食物アレルギー対策については、調理場

と教室との間に「配送」という別の要素が入っているため、より一層のチェック体制の強化を図っていくことが望ましいことが課題として挙げられます。2点目は食中毒の対策です。学校給食の衛生基準は一般よりも大変厳格な基準で運用していますが、ノロウイルスに関してはほかの食中毒菌と比較しても格段に予防が難しく、平成25年度にも他県で学校給食を介在した大規模な食中毒事件が発生しています。体調面で疑いのある者には拡散のおそれのある調理作業には従事させないのがノロ対策の鉄則ですが、現行の直営校ではその補充がままならず、直営校では残った調理員に仕事の負担が集中するのが実態です。3点目は、このようなアレルギー対応も含む食数の偏りです。旧導入計画の中でも親子給食の組み合わせは課題とされていましたが、その後の児童数の推移等を踏まえると同時に、1点目で挙げたようなアレルギー対応が多い少ないというのも考慮した上で、調理にかかる作業量を均衡化させる必要があります。次は、旧導入計画の経過についてです。本市では昭和54年から63年にかけて親子給食を導入し、昭和63年に親子給食体制が完成しましたが、平成21年からは民間調理業務を導入する流れになりました。平成21年5月に立てた計画では単独調理校を対象とし、調理業務委託の導入計画を策定しました。その計画に基づいて第七小学校、第一小学校、第九小学校、小山小学校に民間調理を導入しました。さらに、第四小学校の閉校がこの計画期間中にあったことから、第二小学校も単独調理校となり、本年4月からは第二小学校も民間調理方式に移行することになりました。結果として、この表のように単独調理校についてはすべて民間委託となります。また、この旧導入計画の評価を行いました。調理委託校による検証結果は次に示すとおりですので、後ほどご覧ください。続いて、6ページの一番下をご覧ください。この評価の総括です。第七小学校ほか3校も検証を実施した結果ですが、民間業者の調理であっても食の安全性、提供時間の安定性、味の優劣、食育にかかる学校活動のバリエーションなどについて、直営校との差は見られなかった。つまり、「委託校で直営校に劣る要素はない」と総括しています。7ページではそれに対するコスト等の検証を行っています。委託校がゼロ校の21年度決算と25年度決算との比較では「導入計画によるトータルコストの増は発生しなかった」。また、調理員数の実数は45人から63人と1.4倍に増えていることから、結論として、「給食調理の委託化はコストを抑制しながら人数を増やし、調理体制の安定化に寄与した」と総括しています。また、現状の直営調理の体制については、次のような課題と現状があります。一つには、民間業者と比較して臨機応変な配置ができないこと。また、アレルギー対応等、新たな課題に対応することが人数的に困難であること。また、現業職の新規採用は困難な状況であること。現在の運用としては任用替え希望のある職員に対し、本人によるキャリア選択の可能性を示すため任用替え試験を実施しています。次は、保護者アンケートの結果です。昨年9月、全ての小学校の全ての保護者を対象として、学校給食に関するアンケートを実施しました。これは現在の保護者の給食に対する意識をとらえることを目的とし、保護者の率直な意見を求めた内容です。9ページのQ5をご覧ください。調理業務民間委託化を問う問題です。この答えのとおり推進反対が15.6%、どちらでも構わないが78.9%という結果でした。このアンケートの結果については市のホームページに全件のご意見と合わせてアップしていますが、総括として、教育委員会としては「自校で調理され、安全で温かく、また、おいしい給食が提供されるのであれ直営でも委託でも問わない」というのが、保護者のご意見として総括できるのではないかと推察したところです。

次が、推進計画の内容です。1点目には、親子給食の組み換えを行いたいことを述べています。現在、第五小学校と南町小学校が親子で組んでいますがこれを切り離し、第九小学校と南町小学校を新たに学校給食として組みます。第五小学校は単独調理校に切り換えます。旧導入計画の中

では、本村小学校と第三小学校については食数が親子で逆転しているなど、改善しなければならない課題としてありました。しかし、この表に示すとおり両校の食数が合計1,000食を下回っていること、また、将来の推計上も減少傾向であることから本計画において親子給食の組み換えは行わないものとします。2点目に、親子調理校への調理業務委託の導入について述べています。こういったことを踏まえ、この計画期間中の委託化対象の学校は第五小学校の単独、及び本村小学校、第三小学校、南町小学校とします。結果的に、第九小学校は現在民間委託で行っていますので、組み換えを行うことにより、南町小学校も民間委託になります。また、本計画終了後も安全・安心な学校給食の提供体制を確立するため、調理員の退職状況を踏まえ、最終的には全小学校の調理業務を民間に委託化することを目指すことになるというものです。それに伴い、正規職員のほかの職場への異動、及び任用替えを実施する計画になっています。3点目に、アレルギー対応の強化について述べています。11ページの上段にあります。この計画期間中、新たに子校の民間、直営を問わず、臨時の栄養士を新たに配置し、食育指導のほか、主に子校の児童の給食に関するアレルギー管理を強化していきます。親子の栄養士だけでなく、配膳員とも連携することで確認体制を強化し、誤配膳を防止していきたいと思っています。結果として、計画最終年度の32年度における体制は、11ページ中央の表のようになります。9校の調理校のうち、第十小学校、神宝小学校が直営の調理、それ以外はすべて民間委託による調理となります。年次計画ですが、平成27年度は第二小学校の初期検証、28年度はこれからの計画の準備、29年度に親子給食の組み換えと第五小学校の委託を開始します。30年度は本村小学校の準備を行い、31年度に本村小学校と第三小学校をペアで民間に委託していくという計画になっています。12ページには財政効果の試算をしていますので、後ほどご覧いただきたいと思ひます。

○尾関委員長 何か伺うことはありますか。

○矢部第一職務代理者 子校にも臨時栄養士を配置することは、非常にありがたいことです。計画案の内容についてはこれまで説明があったのでほぼ了解していますが、親子給食の組み替えについて、再度確認したいことがあります。第五小学校と南町小学校を第九小学校、南町小学校へということですが、児童数の表を見ると食数的にはあまり変化がありません。11ページの括弧書きにあるように、既に民間委託して実績のあるところから親子化していく、というところが一番の趣旨と受け止めて良いのですか。

○傳学務課長 はい。第九小学校の民間調理業務が既に民間委託になっていることから、新たに親子給食を委託するに当たっては、新しい業者が親も子もそれぞれ持つよりは安全性が高いだろうという判断です。また、第五小学校におけるアレルギー児童数が大変多いことから、親子給食を維持するのは第五小学校では難しいだろうという判断です。

○尾関委員長 この件は以上にとどめます。続いての報告をお願いします。

○井尻統括指導主事 続いて、「学力向上にかかわる主な取組について」、報告します。資料は2点あります。1点目は小・中学校の「平成26年度東京都『児童・生徒の学力向上を図るための調査』の結果について」、いわゆる学校別の個表です。2点目は、「東久留米市教育委員会による学力向上に係る主な取り組みについて」です。後ろに、各学校の取り組み例が綴じてあります。

個表の資料からご覧ください。この資料は、平成26年12月の教育委員会臨時会で報告した、都の学力調査の結果を学校ごとに集計したものです。正答数の分布は全国学力学習状況調査の結果と同様です。学校規模により母数が小さくなる関係上、個人が特定されてしまうため、5段階に分けて作成しています。さらに、5段階でも特定されることがありましたので、4段階、3段階になっているところもあります。また、市全体の資料では正答数分布の中に到達目標値の児

童・生徒の割合、習得目標値、ミニマム目標値未満の児童の割合を示していましたが、今回は表にまとめて示しています。市全体の調査では、小学校では正答数の少ない児童が多く、正答数の多い児童が少ない。中学校では若干の改善は見られるものの、上位層、すなわち正答数の多い生徒がまだ十分伸ばし切れていないという課題がありました。学校ごとにまとめてみると、学校によって異なる成果や課題が明確になっています。市全体の時に示した平均正答率については学校ごとに示していません。学校ごとの平均正答率を公表する予定はありません。

続いて、もう一つの資料である本市の主な取り組みをご覧ください。本市で実施している学力調査には全国、東京都、市の三つがありますが、それぞれの結果分析をしっかり行った上で、授業改善推進プランに基づいて、授業改善を一層推進していくこととなります。また、本年度2校でモデル実施をしている「子供土曜塾」は来年度には全小学校に拡大して学習の機会を増やし、学習習慣の確立を目指していきます。また、「放課後子供教室」における実施も試行していきたいと考えています。さらに、東京方式習熟度別指導ガイドラインに基づいて、小学校の算数と中学校の数学についてはつまずきを解消し、さらに伸ばす指導を推進していきます。また、基礎・基本の徹底を図るため、東京ベーシックドリルの活用を推進していきます。

続いて、学校ごとの取り組みについて説明します。市教育委員会の取り組みを1枚めくってください。第三小学校の取り組み例があります。さらに、個表を2枚めくっていただきもう一つの指標も2枚めくっていただき、第三小学校のページを併せてご覧ください。第三小学校では正答数分布や表を、このように分析しています。正答数分布を見ると上位層が少ないという東京都と同様な傾向を示しています。一方、習得目標になります。問題数の正答が少ない生徒の割合は18.7ポイント、東京都が15.4ポイントになります。こうしたところから、習得目標を達成していない児童が多いという結果が出ています。そこで、取り組み例の資料を1枚めくってください。裏面に課題があります。下位層の約1割を除いても正答数分布が全体に広がっており、下位層へのきめ細やかな指導とともに学力差を小さくすることが第一の課題であるととらえました。さらに、18.7ポイントの2割程度の児童が習得目標値に達していないことが大きな課題であると同校ではとらえています。ここにターゲットを絞った取り組みは3ページにあります。改善に向けた取り組み、結果分析になります。まずは習熟度別学習の充実・改善として、学習の遅れやつまずきのある児童について全学年までの既習や学び直し、反復学習等による立ち戻る指導、補充的な指導を行う。さらに、三小寺子屋、放課後の補習学習の充実、改善を行う。放課後の1時間、週1回、外部指導員や担任が児童理解と評価に基づいた個別指導を徹底するという一方で、いわゆる下位層の底上げを図るという取り組みをしていくものです。

続いて、2枚めくってください。今度は南中学校の取り組みになります。個表は後ろから4枚目になります。正答数分布では最も多いところは19問から23問、次いで14問から18問が多くなっています。最も少ない8問以下は少なく、24問以上は都と比べるとやや多く、中上位層が多いと分析しました。しかし、その個表の一番下に国語20問とありますが、上位層の達成している割合を見ると36.9%、東京都は37.3%です。都と比較するとまだ上位が少ないということで、南中学校では次のような取り組みを行っています。課題として結果分析1から、国語を得意とする生徒、上位層の読み解き力など、一層の伸長を図る。つまり、十分に伸ばし切れていないと分析しています。1枚めくっていただき、裏面をご覧ください。そこで、同校では先ず授業で、何を読み取るためにという目的を明確にして文章を読む指導を徹底するとあります。さらに、上位層を伸ばすということで、教え合う活動を通して国語を得意とする生徒をさらに伸ばす授業を展開していく。また、考え方や意見は共有する場面を設定して思考を深める、

ということで改善を図っていくと考えています。

このように、各学校では今回の都の学力調査の結果を分析して正答数分布、到達目標の割合及び観点等々を踏まえ、先ほど説明したような取り組みを準備して、本日の教育委員会での報告後に公表の準備に入ります。今後は学校ごとの結果について市のホームページに掲載し、各学校でもそれぞれの調査結果を踏まえた授業改善推進プランをホームページ、学校だより、あるいは保護者会などで説明することになっています。

○尾関委員長 何か伺うことはありますか。

○松本第二職務代理者 南中学校の教え合う活動は素晴らしいと思います。得意な子が教えてあげるといことは、得意な子にとっても他の生徒に教えることによってさらに上に行けると思います。全体に広げていくようにお願いします。

○尾関委員長 学校ごとの公表は全国的にも少ないわけですが、公表しっぱなしではなく、学校ごとに特徴ある分析をして対策をとっていくという姿勢が表れていると思います。公表と同時に対策も保護者のみならず市民に公表していくことが必要だと思いますし、この考え方は良いと思います。

○矢部第一職務代理者 結果の公表に当たってお願いがあります。都の学力調査とはどういうものなのかについては関係する私たちは分かっていますが、まずは調査そのものがどのような調査だったのかから示さないと、初めて見た人は分からないと思います。例えば、学校名の横に正答数と人数がありますが、この人数は何だろうと。どの学年が対象で、どういう趣旨で都の調査は行われているのかなどが補足説明としてきちんと添えられていないと、十分な結果の公表にはならないと思います。学校ごとに保護者にはお知らせしていて、ホームページにも公表されると思いますが、丁寧な説明を添えて、結果だけが一人歩きしないような配慮をお願いしたいと思います。

分析結果やそれに基づいての課題が出ていて良いと思います。このフォーマットは全校同じ形式ですか。それとも学校によって違った形式になるのですか。

○井尻統括指導主事 結果分析と課題までは同じフォーマットを使っています。授業改善推進プランの最初に結果分析と課題を分かりやすく示すものになっています。ただし、改善の取り組みについては独自に示しています。

○尾関委員長 この件は以上にとどめます。続いての報告をお願いします。

○市澤生涯学習課長 1月11日の日曜日に第七小学校において、駅伝大会を開催しましたので報告します。参加チームは小学生男子の部27チーム、小学生女子の部17チーム、中学生男子の部14チーム、中学生女子の部9チームです。試行として、一般男子と一般の方を募集したところ、一般男子で3チームの応募がありました。結果は資料のとおりです。各1位のチームは3月8日に行われる、はるな梅マラソンに参加していただく予定となっています。当日はけがもなく、無事開催できたと思います。

続いて、1月12日に行われた「成人の日のつどいに」について報告します。午前中11時から正午まで、対象は久留米中学校、西中学校、南中学校の通学区域居住者で、参加者数は男性191人、女性191人の合計382人でした。2回目は午後2時から3時まで、対象は東中学校、大門中学校、下里中学校、中央中学校の通学区域居住者で、参加者数は男性209人、女性194の合計403人です。1回目と2回目の合計ですが、参加率は男性が66.6%、女性が64.3%の合計65.4%でした。参考として昨年状況を示した資料を添付しています。後ほどご覧願います。

新成人の様子ですが、1回目も2回目も大きな問題もなく、和やかな雰囲気の中で行えました。

しかし、隣接しているコンビニエンスストアの駐車場に駐車した方もいたため、来年度年以降は対応を考えていきたいと思います。また、1回目の終了後にホールを出た新成人が長時間入口に集まってしまい、2回目の入場の妨げになりましたので、このことも考えていきたいと思います。全体としては無事に開催することができたと思いますが、課題も残ったので来年に反映していきたいと思います。

○尾関委員長 他市に比べて目立ったトラブルもなく、昨年よりもさらに良くなったのではないかと考えています。

---

#### ◎閉会の宣告

○尾関委員長 以上で平成27年第1回教育委員会定例会を閉会します。

(閉会 午前10時42分)

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

平成27年1月15日

委員長

署名委員